

厚木市文化芸術振興条例 運用状況報告書

【対象年度：令和7年度】

令和8年6月

厚木市 産業文化スポーツ部 文化魅力創造課

厚木市文化芸術振興条例

本市では、自治を推進する上で最も尊重すべき条例である「厚木市自治基本条例」及び国が、平成13年に制定した「文化芸術振興基本法(現文化芸術基本法)」に則り、本市における文化芸術振興に関して定めた初めての計画である「厚木市文化芸術振興プラン」の実効性をより一層高めるために、厚木市文化芸術振興条例を平成24年12月25日に公布・施行しました。

この条例では、市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に当たっては、共に連携し、協働して取り組むことや文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定の義務等を規定しています。

平成25年6月には、厚木市文化芸術振興委員会を設置し、専門的で多角的な意見や提案をいただくとともに、本条例の運用状況の点検をいただいています。

平成28年度、令和2年度及び6年度に厚木市文化芸術振興委員会から提出された厚木市文化芸術振興条例の運用状況に係る意見書に基づき、本条例の運用状況について精査をし、条例は順調に運用されていると評価し、引き続き条例に基づき文化芸術の振興を図っています。

令和3年3月に策定した「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画」は、令和3年4月を始期とする第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、令和8年度までの6年間の計画を推進しています。また、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」の実現を目指し、本基本計画の4つの基本方針と14の基本施策に基づき、令和8年度までの3年間に実施する具体的な事業をまとめた「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画後期実施計画」を策定し、計画を推進しています。

この条例の目的に「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」ことを規定しています。この条例の目的を実現するとともに、条例の実効性を高めるための施策等を、第7条から第11条において規定しています。

条文	名称(概要)	条文	名称(概要)
第1条	目的 (条例の趣旨)	第8条	市の自然等をいかした文化芸術の創造 (市の豊かな自然や歴史等の資源を活用)
第2条	基本原則 (環境整備・市民の自主性の尊重など)	第9条	創造的活動を行う者等の育成の支援 (担い手育成支援・成果の発表機会の提供)
第3条	市の責務 (施策の総合的・計画的な推進と国等との連携)	第10条	市民の鑑賞等の機会の充実 (公演・展示等の拠点整備・鑑賞機会提供)
第4条	市民による文化芸術の継承及び創造 (継承・創造の担い手としての役割)	第11条	文化芸術に関する情報の収集及び発信 (市民・団体と協働した情報発信と交流)
第5条	文化芸術団体の役割 (自主的な活動の推進と協働への努力)	第12条	文化芸術振興委員会 (条例運用を点検・検証する委員会の設置)
第6条	基本計画 (文化振興に係る基本的な計画の策定)	第13条	評価等 (4年以内ごとに条例を定期的に評価する)
第7条	文化芸術の継承等 (伝統芸能の継承や文化財の活用)	第14条	委任 (その他、条例の施行に必要な事項の規定)

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成 22 年厚木市条例第 25 号。)の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

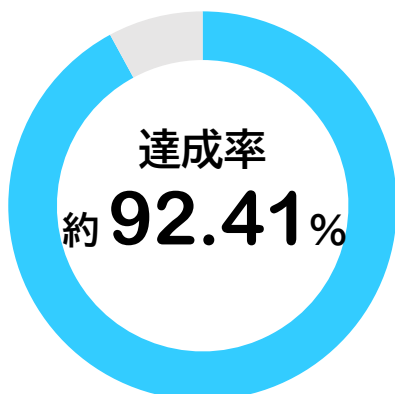
- 第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

令和7年度厚木市文化芸術振興条例運用状況

全体評価の概況



令和7年度に実施された第7条～11条に関わる101の事業の実施結果をもとに、総合的な評価をまとめた結果、全体の事業達成率は約92.4%となりました。

評価内訳

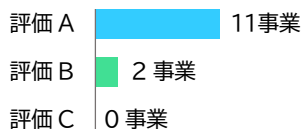
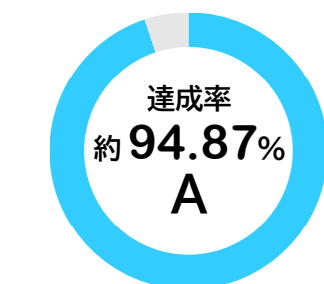


※評価 A=3点、評価 B=2点、評価 C=1点として達成率を算出

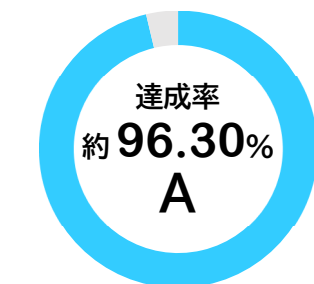
条文別運用状況

各条文別の運用状況においても、全てにおいて総合評価 A 判定を獲得しています。

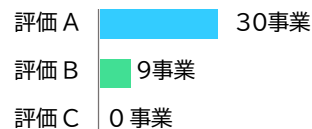
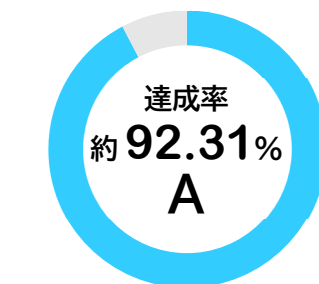
第7条(文化芸術の継承等)



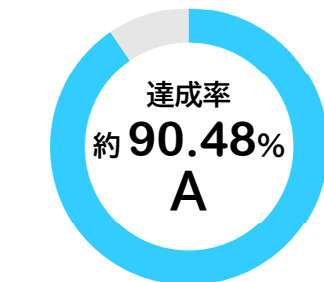
第8条(自然の活用等)



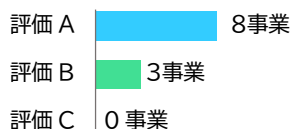
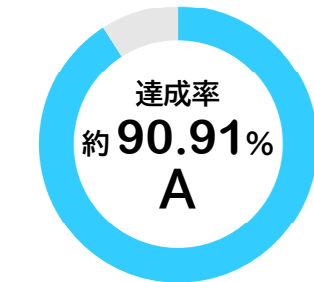
第9条(創造的活動支援)



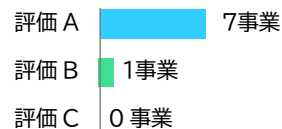
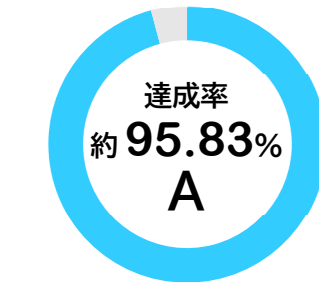
第10条(鑑賞機会の充実)



第11条(情報収集・発信)



7～11条全てに関わる事業



各事業において、評価 A=3点、評価 B=2点、評価 C=1点として達成率を算出し、1年間の総合評価を数値化した最大値に対し、80%以上の割合の場合は A、50%以上の割合の場合は B、50%未満の割合の場合は C として評価しています。

令和6年度評価との比較

令和6年度実績と比較すると、全体の達成率としては微減となっていますが、多くの条文において達成率が向上しています。

項目	R6 達成率	R7 達成率	達成率が増減した主な要因
第7条 (文化芸術の継承等)	94.87%	94.87%	増減なし
第8条 (自然の活用等)	90.00%	96.30%	あつぎ飯山桜まつり開催事業、里地里山保全等促進事業の評価改善
第9条 (創造的活動支援)	94.87%	92.31%	市民芸術祭開催事業の参加者数が減ったことにより、評価が A→B となったため
第10条 (鑑賞機会の充実)	90.48%	90.48%	増減なし
第11条 (情報収集・発信)	84.85%	90.91%	映像メディアによる広報が効果的と感じた人の割合や、公式 SNS の利用登録者数が増えたことによる評価改善
7～11条 全てに関わる事業	95.83%	95.83%	増減なし
全体達成率	92.48% A=81 B=19 C=2 計 102 事業	92.41% A=78 B=23 C=0 計 101 事業	C 評価の事業は 0 になったものの、A 評価の事業が減少し、B 評価の事業が増加したことによる。 ※令和6年度で1事業が終了となったため、全体事業数が102から101になっている。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

運用状況

文化芸術団体の文化芸術活動を推進するため、事業に対する補助金を交付することで、その活動の活性化を図りました。また、文化会館等の文化芸術拠点施設においても文化芸術の振興を図るための様々な事業が開催されました。

1 厚木市文化協会 加盟20団体

文化芸術団体の様々な活動について20団体に補助金を交付

主な実施事業:美術会会員展(厚木市美術会)、箏曲発表会(厚木市箏曲会)、
会誌発行事業(県央史談会)

2 厚木市音楽協会 加盟9団体

文化芸術団体の様々な活動について9団体に補助金を交付

主な実施事業:ジョイフルコンサート(厚木市民吹奏楽団)、
定期演奏会(厚木交響楽団)、ウインターコンサート(厚木合唱連盟)

3 アミューあつぎ(文化芸術拠点施設) 利用状況

年度	あつぎ市民交流プラザ		あつぎアートギャラリー	
	利用率	利用者数	利用率	利用者数
令和7年度	63%	245,510人	72%	37,265人
令和6年度	60.3%	249,294人	60.3%	30,066人
令和5年度	58.9%	236,780人	67.1%	39,239人
令和4年度	55.7%	201,641人	58.6%	30,678人
令和3年度	45.8%	129,167人	37.6%	14,855人
令和2年度	33.6%	90,172人	16.1%	5,649人
令和元年度	63.9%	273,829人	78.8%	48,547人

4 公益財団法人厚木市文化振興財団

文化振興財団が行う管理運営及び文化事業に要する経費について補助金を交付

	事業数	主な実施事業
(1)市民文化の創造及び育成に関する事業	5事業	厚木シアタープロジェクト、どこでもピアノ
(2)市民文化の普及及び振興に関する事業	9事業	ミロードジャズゲート、0歳からの音楽会、スタインウェイを弾いてみよう、親子表現あそび
(3)芸術文化の鑑賞機会の提供に関する事業	11事業	神田伯山独演会、トリオ・リベルタコンサート、NHK交響楽団厚木公演、松竹大歌舞伎、ジェイコブ・コーラーコンサート、あつぎ寄席

5 厚木市文化会館(文化芸術拠点施設) 利用状況

	利用率	利用者数
大ホール	84.3%	120,337人
小ホール	84.3%	38,930人
展示室	43.2%	8,491人
集会室	89.3%	12,955人
和室	50.8%	4,746人
会議室	89.6%	8,389人
令和7年度利用者数合計		193,848人 (前年比282%増)

参考:過去6年間の利用者数

年度	利用者数
令和6年度(※)	50,783人
令和5年度	46,375人
令和4年度	153,639人
令和3年度	75,996人
令和2年度	30,237人
令和元年度	216,797人

※令和6年度は12月31日まで改修工事のため休館

6 あつぎ郷土博物館(文化芸術拠点施設)

令和7年度来館者数 30,182人

(1)展示会

特別展示1回、企画展示4回

(2)各種講座

展示会関連講座13回、その他講座44回、
出前講座21回(小学校10校含む)

(3)基本展示室内でのミニ展示会 9回

参考:過去6年間の来館者数

年度	来館者数
令和6年度	33,951人
令和5年度	27,090人
令和4年度	23,115人
令和3年度	19,228人
令和2年度	19,549人
令和元年度	36,586人

(基本計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

運用状況

計画期間を6年間とした厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画が令和2年度をもって満了したことから、文化芸術振興委員会や、市民を対象とした意向調査等、多角的に検討を重ね、市民意識調査・市民満足度調査(令和3年度より市民実感度調査)等の結果も踏まえながら、計画を策定し、令和3年4月から計画をスタートしました。

1 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第10次厚木市総合計画との整合性を図り、基本理念は、厚木市文化芸術振興計画から引き続き継承し、「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」としました。

計画期間は2021(令和3)年度からスタートし、2026(令和8)年度までの6年間とします。

2 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画実施計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第2次振興計画第1期基本計画の基本理念を目指す、基本方針・基本施策に基づく事業であり、令和3年度から令和5年度までの3年間を前期、令和6年度から8年度までの3年間を後期実施計画に位置付けました。

後期実施計画事業には、基本施策を具現化する個別事業として、総合計画事業として、55事業、経常経費・その他事業として36事業、予算計上のない事業として10事業の計101事業を選定し、各担当課において事業を実施しました。

(文化芸術の継承等)

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

伝統芸能等の後継者の育成の支援や文化芸術が保存、活用されるために必要な施策を講ずるため、3課13事業を実施し、総合評価はA、達成率は約95%となりました。

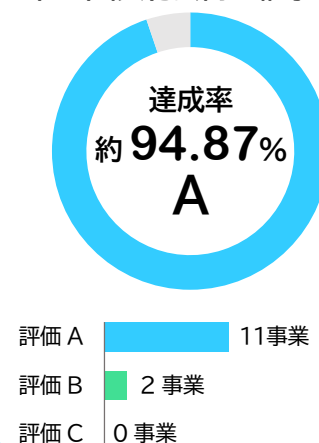
主な実施事業として、郷土文化を継承・保存・活用するために行う体験講座や、特別公演の実施を始め、後継者の育成や市史の編さん等の後世に継承するための事業、文化財の保存のための補助金支出等を位置付けています。

総合評価がBの「6 郷土芸能事業」については、公演等の鑑賞者数が目標値に達しなかったため、達成率が低くなっています。

参照対象事業一覧 P8～16

【総合評価 B 事業】6郷土芸能事業、10 教育資料提供事業

第7条(文化芸術の継承等)



(市の自然等をいかした文化芸術の創造)

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

文化芸術の創造を図り、豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかしながら必要な施策を講ずるため、6課9事業を実施し、総合評価はA、達成率は約96%となりました。

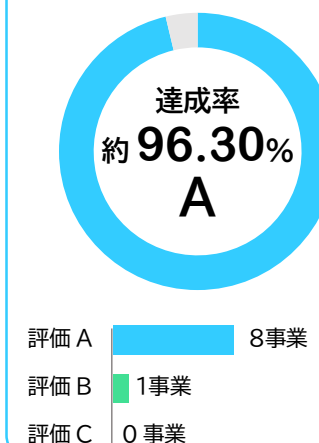
主な実施事業として、市独自の景観をいかした野外彫刻造形展、豊かな自然をいかした緑のまつり等屋外でのイベント等を位置付けています。

「2 あつぎ飯山桜まつり開催事業」については、雨天により催し物を中止した影響で来場者数が想定を下回ったため、総合評価がBとなっています。

参照対象事業一覧 P3～7、76～80

【総合評価 B 事業】2あつぎ飯山桜まつり開催事業

第8条(自然の活用等)



(創造的活動を行う者等の育成の支援)

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の担い手の育成や環境整備、成果の発表の機会の施策を講ずるため7課39事業を実施し、総合評価はA、達成率は約92%となりました。

主な実施事業として、地域での文化芸術活動を活性化するための補助金及び交付金や、文化芸術の支援や成果を発表する機会の提供を行う事業を位置付けています。

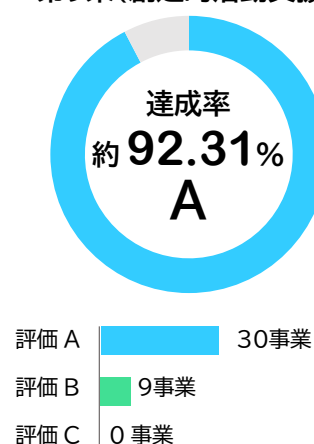
活動支援に係る補助金や交付金の支出については、計画どおりに事業の推進が図られましたが、文化芸術イベント等において来場者数等が目標値を達成しなかった事業については達成率が低くなっています。

総合評価がBだった事業については、参加者・来場者数が目標値に達しなかったことが主な理由となっています。

参照対象事業一覧 P25～34、44～52、67～69、81～87

【総合評価B事業】31市民文化祭開催事業、34市民交流プラザ運営事業など

第9条(創造的活動支援)



(市民の鑑賞等の機会の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の鑑賞や活動の充実を図り、拠点の整備など必要な施策を講ずるため7課21事業を実施し、総合評価はA、達成率は約90%となりました。

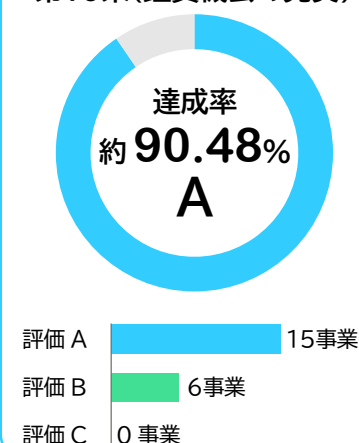
主な実施事業として、文化芸術の拠点施設である厚木市文化会館、あつぎ郷土博物館等での多彩な事業の展開や、本厚木駅周辺や市内公共施設等でのイベント実施、動画配信を利用した取組等、文化芸術を親しむ機会の提供を行う事業を位置付けています。

総合評価がBだった事業については、参加者・来場者数が目標値に達しなかったことが主な理由となっています。

参照対象事業一覧 P17～24、35～39、61～66

【総合評価B事業】21市民芸術祭開催事業、27どこでも文化芸術事業など

第10条(鑑賞機会の充実)



(文化芸術に関する情報の収集及び発信)

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

1 運用状況

文化芸術の情報を市内外に発信し、文化芸術の交流が促進されるよう努めるため、5課11事業を実施し、総合評価A、達成率は約91%となりました。

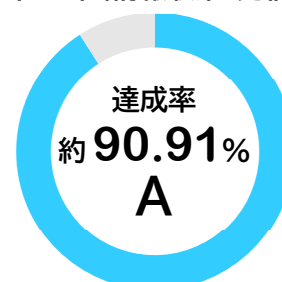
主な事業として、SNSを活用した市内外への文化芸術情報の発信や、国内外の友好都市との文化交流事業があります。

総合評価がBの「83 国際交流事業補助金」や「85 国内友好都市交流事業補助金」は、民間団体等による国際交流活動や国内友好都市との交流活動に対する補助金交付件数が目標値に達成していないため、達成率が低くなっています。

参照対象事業一覧 P40～43、70～75

【総合評価 B 事業】83 国際交流事業補助金、85 国内友好都市交流事業補助金など

第11条(情報収集・発信)



評価 A	8事業
評価 B	3事業
評価 C	0事業

(7条～11条の全てに関わる事業)

運用状況

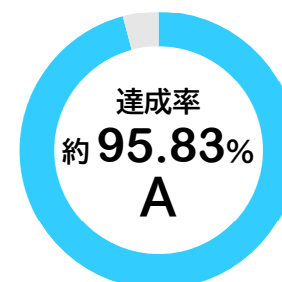
第7条～第11条全てに関わる事業として4課8事業を実施し、総合評価はA、達成率は約96%となりました。

主な事業として、文化芸術活動に対する補助金の支出や文化芸術関係団体と協働し、文化芸術の発表の場と鑑賞の場を提供する事業、市民講師による文化芸術講座の開催があります。「71 市民文化祭開催事業」は、出演者数が目標値を達成していないため達成率が低くなっていますが、概ね計画どおり事業の推進が図られています。

参照対象事業一覧 P53～60

【総合評価 B 事業】71 市民文化祭開催事業

7～11条全てに関わる事業



評価 A	7事業
評価 B	1事業
評価 C	0事業

(文化芸術振興委員会)

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

厚木市文化芸術振興委員会では、令和6年度に1回の会議を開催し、文化芸術振興条例に基づき同条例の運用状況の点検のほか、厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の基本理念の下、3つの基本方針を目標とした様々な分野にわたる具体的な各基本施策及び個別事業について検証していただきました。

(評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

厚木市文化芸術振興条例が平成24年12月に制定されてから、平成28年度、令和2年度及び6年度に運用状況の評価が厚木市文化芸術振興委員会で行われました。結果は、「条例の改正は不要」と意見書をいただきました。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。